

## 宝塚大学創立 25 周年記念シンボルマーク使用規定

宝塚大学 25 周年記念事業実行委員会

### 第 1 条

このマーク（コンセプトワードを含む）は宝塚大学創立 25 周年記念事業を広く周知させるための共通のシンボルマークとして、この記念事業に関連する全ての印刷物やイベント会場表示等に活用する。

また、この記念事業間における宝塚大学及び宝塚大学同窓会（宝翔会）の各種広報物、出版物に積極的に活用する他、大学名刺、封筒、便箋等、対外的に使用する主な業務用品等にも使用する。

### 第 2 条

このシンボルマークの使用は、上記第 1 条に掲げる目的で使用する他、営利を目的とするもの及び公序良俗に反するものでなければ、本学の教職員、役員、在学生、卒業生等が使用することができる。なお、使用に当たっては事前または事後に 25 周年記念事業実行委員会まで内容を報告することとする。

### 第 3 条

使用に際して、サイズは固定比率を変えなければ大きさを変更する事ができる。カラー等は別に定める。

### 第 4 条

このシンボルマーク及びコンセプトワードの著作権は、学校法人 関西女子学園 宝塚大学に帰属する。

### 第 5 条

上記第 2 条の場合の使用は無償とする。

ただし、デザインデータの引き渡しに係る費用は、大学は負担しない。

### 第 6 条

このシンボルマークのデータ取得窓口は、宝塚大学 25 周年記念事業実行委員会各キャンパス窓口とする。